

令和3年第3回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月12日（金）
開会 15時05分 閉会 16時43分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 米倉 ゆかり 委 員 岩佐 礼子
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
- 4 事務局
教育部長 渡邊 和彦
次長兼教育総務課長（以下、「教総課長」という。）坪矢 一義
学校教育課長（以下、「学教課長」という。）石井 睦基
社会教育課長（以下、「社教課長」という。）淡居 宗則
体育保健課長（以下、「体保課長」という。）佐藤 好昭
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 3件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第3回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長 前回の第1回佐伯市教育委員会の会議録の承認を岩佐委員お願いいたします。
（会議録に署名）

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時40分を

予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

【議 案】

議案第 5 号 令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・ 令和 2 年度一般会計補正予算（第 9 号）
- ・ 令和 3 年度一般会計予算
- ・ 佐伯市公民館条例の一部改正について
- ・ 佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について
- ・ 佐伯市学校給食センター条例の一部改正について
- ・ 佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更について
- ・ 猪串集会所の指定管理者の指定の期間の変更について
- ・ 財産の無償譲渡について（佐伯市鶴見地区公民館有明分館）
- ・ 財産の無償譲渡について（猪串集会所）

教育長 それでは、議案第 5 号「令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」のうち、「令和 2 年度一般会計補正予算（第 9 号）」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 議案第 5 号令和 3 年第 2 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会の意見をもとめるものであります。それでは、令和 2 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明いたします。別紙の令和 2 年度補正予算・予算説明書の 38 ページをご覧ください。このページから 56 ページまでが教育費に係る歳出予算となります。今回の補正は、事業費の確定に伴うものが大半を占めますので、全体的に減額補正が多くなっています。ただ、国の第 3 次補正に係る新型コロナウイルス感染症対策事業として増額補正となったものなどもございます。また、42 ページのように右側の支出内訳の欄に金額が入っていないものがあります。これは国からの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加計上により、財源更正をするもので、例えば下段真ん中のスクールバス購入事業の財源内訳ですが、当初は一般財源（佐伯市の持ち出し）で予算を計上していましたが、国からの臨時交付金が 16,500 千円充てられることから、佐伯市の持ち出しがなくなったということになります。それでは今回は増額補正のみその内容を説明させていただきます。40 ページをご覧ください。一番上にあります区分 2 の義務教育振興事業—学校情報ネットワーク環境整備事業の委託料 128,520 千円につきましては、GIGA スクール構想の実現に向け、小中学校の校内 LAN 整

備業務の予算を計上しています。次に下段にあります区分2の小学校一般管理事業一学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業16,895千円につきましては、小学校における感染症対策や学習保障等に必要な消耗品等の購入経費を、国の第3次補正により追加計上するものです。なお、中学校についても同様に44ページ下段の区分2において、10,860千円を計上しています。次に50ページをご覧ください。中段にあります区分1の地区公民館管理事業-地区公民館管理費の備品購入費500千円については、図書購入の指定寄付金を受納したことから、弥生地区公民館に図書を購入するものです。以上で、令和2年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

平井委員 小中学校に対するコロナ感染症対策の補助金は使い道が限定されているのですか。

教総課長 9月補正予算に計上したものの追加となります。今回の内容は学校の水道の蛇口を非接触タイプのものに変更しようと考えております。

教育長 他にございませんか。

小寺委員 図書の整備について、弥生地区公民館の整備となった理由は何ですか。

社教課長 12月15日に弥生在住の匿名の方から、弥生地区公民館の図書の充実に役立ててほしいと指定の寄附があったためであります。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「令和3年度佐伯市一般会計予算」を提案しますので、各担当課長から説明いたします。

教総課長 それでは、令和3年度佐伯市一般会計予算について、まず始めに私の方から全体的な概要についてご説明し、次に各課ごとに説明を行いたいと思います。別紙1の令和3年度一般会計予算書・予算説明書の19ページをご覧ください。10番にあります教育費の歳出予算の総額は、2,881,161千円で、前年度の3,073,645千円に比べ、192,484千円のマイナスとなっています。この要因は、来年度4月に市長・市議会議員の選挙があることから、政策的な判断ができにくいといった理由などから、政策的経費等は予算計上をせずに、経常的経費とされる人件費や物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などの必要最小限の経費を計上する予算編成、いわゆる骨格予算となったためと考えられます。このため、選挙後

に政策的経費等を加える肉付け予算となる補正を6月に行う予定となります。

次に、教育総務課に関する予算についてご説明いたします。まず、歳入の主なものとして39ページをご覧ください。上段の基金繰入金の目の欄、21番にさいき創生人材育成基金繰入金として、34,328千円を計上しています。この基金を使ってさいき創生人材奨学支援事業や学力向上実践研究事業、英語検定受験促進事業などの事業が実施されることとなります。次に歳出につきましては、53ページの教育委員会費から72ページ上段の幼稚園費までに教育総務課に関する予算がございますが、事業内容としては昨年度とほぼ同様でございます。主なものとしましては、54ページ下段の区分4に人事管理事業－教育総務費人事管理費として265,528千円を計上しています。これは、小・中学校及び市の教育機関に配置する学校主事や特別支援教育支援員など93人分の会計年度任用職員の人事管理費になります。また、60ページ下段の区分1に小学校一般管理費として115,968千円を計上していますが、これは各小学校の光熱水費や消耗品に係る予算で、同様の予算が中学校と幼稚園についても計上しています。次に62ページ上段の区分4に小学校施設維持管理費として40,985千円計上しています。これは小学校施設の維持管理に必要な予算で、先ほどと同様に中学校や幼稚園にも計上しています。このほかスクールバス運行関係、教育用コンピュータ関係の予算などを計上しているところです。以上で令和3年度予算の全体的な概要と、教育総務課分に関する説明を終わります。

学教課長

学校教育関連分の主な内容を説明いたします。36ページをご覧ください。上段の県支出金の学校教育費委託金の282千円ですが「OITAの未来を担う子ども育成事業委託金」として、市内の中高生がキャリア教育の一環として、市内の様々な業種の職場を訪問し働く人々のやりがいや夢などを聴き取りながら、仕事発見、夢発見動画を製作して自分の将来を考えるきっかけを作るといった事業であります。56ページをご覧ください。中段の奨学金貸付事業ですが貸付金の予算を昨年度と比べて増額しております。コロナの関係もあり貸付者が増えると思われれます。貸付人数は10名を予定しております。その下の、さいき創生人材育成基金活用事業についてですが、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返済を佐伯市に一定期間在住していただく場合は、その返済の一部を市の予算で補填する事業であります。令和2年度の実績は17人です。令和3年度は20人程度を予定しております。続いて58ページをご覧ください。8の小・中学校校務支援事業であります。この事業は新規事業で、教職員の事務負担を軽減し、働き方改革を進める手段の一つとして、出席や成績の管理、通知表、指導要録の作成、文書のやり取りを行うメール機能などがセットされた校務支援システムを県内の他の自治体と一緒に教職員一人一人のパソコンに配付をしていくことで事務の効率化及び負担軽減を図るものであります。最後に60ページをご覧ください。下段の2の小学校教育一般管理費であります。ここで報酬が4,670千円計上されています。これにつきましては同様に66ページに中学校、70ページに幼稚園の一般管理費を示しております。この報酬は学校医、学校歯科医、学校薬剤師への報酬となっ

ております。前回の教育委員会で承認をいただいたとおり、報酬額が上がっておりますので予算も増額となっております。以上で学校教育課分に関する説明を終わります。

社教課長

社会教育課の主な内容を説明いたします。歳入につきまして、22 ページをご覧ください。ここでは社会教育施設の使用料を計上しております。また、28 ページの国庫補助金の中で国宝重要文化財等保存整備費補助金を計上しております。34 ページでは県支出金として社会教育費補助金の学校・家庭・地域による「学びの未来」創造事業費補助金を計上しております。次に歳出の主な事業について説明いたします。74 ページをご覧ください。先ほどの県支出金の補助事業として11、12と76ページの13、14の事業を行っております。まず、11の地域学校協働活動事業です。この事業は平成20年度から佐伯市が取り組んでいる学校と地域を繋ぐコーディネーターを地区公民館に配置し地域の協力で児童生徒を支えていく事業であります。平成30年度から2名増員し、12中学校区で14人の配置を行っております。次に12の小学生チャレンジ教室事業であります。この事業は市内の小学生を対象に放課後や土曜日等に学校の余剰教室や公民館等の社会教育施設を活用して子どもの安心、安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、補充学習やスポーツ、文化活動等の取組みを実施することにより、子どもの学力向上を図るとともに地域の教育力の再生を図るということで行われている事業であります。今年度までは18校区で実施しておりましたが自助活動については未来創生塾事業に移行しております。この小学生チャレンジ教室事業については体験活動が中心の事業となっております。次に76ページの13、家庭教育支援活動事業です。子どもの成長を願う保護者を対象とした家庭教育講座などの開催や地域全体で子育てを行う機運を養成する事業として、参加型のワークショップを開催により、地域の家庭教育に関する課題等を把握し、関連スタッフとの連携を図ることとしております。次に14. 未来創造塾事業ですが先ほど申し上げたとおり、小中学生の学習活動の機会を与えるために放課後や夏休みなどを利用して学習支援を行う事業であります。次に18、山際史跡広場管理事業であります。この事業は、これまでの歴史的環境保存事業が廃止され景観条例に移行したことに伴い広場の管理費を新たに計上したものであります。次に78ページの23、市史編さん事業であります。この事業は、市史編さん委員会を設置し、市史を書くための資料調査、執筆作業等を行う、また、市民講座を開催して情報発信に努めるとしております。今年度は新型コロナウイルスの影響で現地の調査等が進んでいませんが、今のところ大きなスケジュール変更の予定はなく、予定どおり上、中、下巻のうち上巻の印刷製本を令和4年度に、中下巻の印刷製本を令和5年度、販売は3巻同時に令和6年度に行う予定です。次に24、旧佐伯文化会館管理事業です。旧佐伯文化会館は、令和2年10月末で閉館しましたが閉館後も必要な毛利家との交渉用の旅費、土地の契約に基づく借地料を計上しております。最後に80ページの2、青山地区公民館建設事業であります。この事業は、老朽化した施設の建て替えという事で、令和3年度は建設工事、工事に伴う

監理費、備品購入費を予定しております。以上で社会教育課分に関する説明を終わります。

体保課長 体育保健課の主な内容を説明いたします。21 ページをご覧ください。使用料ですが都市計画使用料と体育施設使用料があります。体育施設使用料は、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で減額が予想されますので、令和2年度の2割減で計上しております。次に43 ページをご覧ください。保健体育雑入の4,827千円のうち、新たに計上したものは、総合運動公園の野球場のフェンスへの広告に係る収入を計上しており、広告の料金は年6万円で14社を予定しておりますので84万円となっております。現在、11社の応募があります。続いて歳出を説明します。81 ページをご覧ください。下段の3、体育振興事業です。負担金補助及び交付金の23,712千円は県民体育大会など各種大会への補助金を計上しております。次に83 ページをご覧ください。上段の4、オリパラ聖火リレー等開催事業です。県と市で行う事業で、佐伯市は4月24日に走る予定となっております。次に下段の1、保健体育施設管理費です。委託料の17,755千円は施設の維持、管理に必要な経費を計上しております。次に85 ページをご覧ください。上段の1、学校給食一般管理費です。需用費の76,955千円は、さいき学校給食センターが令和2年の2学期から稼働し、電気代等が増加しております。4月より蒲江給食センターがさいき学校給食センターへ統合する予定ですが、蒲江給食センターとしての経費に係る予算を7月分まで持っております。委託料の319,690千円は、学校給食センターの調理及び配送の委託料が305,000千円ほどとなっております。この委託料は令和2年度から6,000千円ほど増額しております。その理由は、さいき学校給食センターからの配送が3校必要になったための配送に係る費用の増額です。以上で体育保健課分に関する説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

小寺委員 施設の電気代について、屋外の施設でのソーラーの活用など節約、節電に対する市の取組みや考え方があれば教えてください。

体保課長 電気代の節電等の取組みについては、正直なところ、施設の老朽化に伴う修繕にお金をかけている状態で、節電等の対応を行うところに至っておりません。

小寺委員 老朽化による修繕や建て替えを行う時に、そのような視点で教育委員会から呼びかけていくことや学校現場の子どもたちにエスディージャズを普及させていくような啓発活動があっても良いかなと感じました。

米倉委員 75 ページの家庭教育講座の佐伯市子パンダプログラムについてですが、佐伯市のGIGAスクール構想も含めて、今後、ネット社会についてはどんどん変わって

いくので、大人の講座や学びは必要と思います。ただ、学童以上の保護者の方は教育の機会が多いと思いますが、幼稚園を含む乳幼児期の保護者に関して、学びを体験する機会は少なく感じていて、この子パンダプログラムの中にそのような機会が組み込まれているのか教えてください。

社教課長 子パンダプログラムにつきましては、対象は入学前の子どもの保護者について、専門のスタッフによる困りごと等の支援を行うということで考えております。幅を広げてそのようなことに対応していくことが今後の課題となっております。

教育長 幼稚園でネットモラル等の対応は行っているのか。

学教課長 情報モラル研修等を保護者と一緒に行っているということは把握しておりません。ただ、とても重要なこととなりますので、幼児期の情報モラル教育を保護者とともにもどいうふうに進めていけばいいのかというところについては、幼児教育の中でも課題として取組んでいきたいと思っております。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「佐伯市公民館条例の一部改正について」と財産の無償譲渡について（佐伯市鶴見地区公民館有明分館）を一括して提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 議案資料 2 ページと 27 ページをご覧ください。佐伯市公民館条例の一部改正及び財産の無償譲渡について、関連議案でありますので、一括してご説明します。本議案は、現在、教育委員会社会教育課の所管施設として、佐伯市公民館条例に規定されております、佐伯市鶴見地区公民館有明分館を令和 3 年 4 月 1 日で用途廃止し、同施設の所在地区である日の浦地区に財産を無償譲渡しようとするものです。同分館は、昭和 50 年に建設され、現在、有明浦地区が指定管理者として管理を行っております。地区公民館分館については、佐伯市公共施設等総合管理計画において、地区譲渡の推進の方針が定められており、市では、必要な施設内外の修繕改修を行うなど、地区譲渡に向けた環境整備に取り組んでまいりました。今回、日の浦地区から令和 2 年 10 月 19 日付けで、財産無償譲渡申請書の提出があり、令和 3 年 1 月 25 日付けで、無償譲渡の仮契約の締結を終えています。同仮契約は、関連議案の議決を発効条件としており、今議会で行政財産の用途廃止及び財産の無償譲渡についての議決を頂いた後、移転登記等の必要な手続きを経て、日の浦地区への譲渡を予定しております。以上で佐伯市公民館条例の一部改正及び財産の無償譲渡についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、続けて「佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について」と「財産の無償譲渡について（猪串集会所）」を一括して提案してください。

社教課長 議案資料 14 ページと 28 ページをご覧ください。佐伯市蒲江集会所条例の一部改正及び財産の無償譲渡について、関連議案でありますので、一括してご説明します。本議案は、現在、教育委員会社会教育課の所管施設として、佐伯市蒲江集会所条例に規定されております猪串集会所を令和 3 年 4 月 1 日で用途廃止し、同施設の所在地区である猪串地区に財産を無償譲渡しようとするものです。同集会所は、昭和 50 年に建設され、現在、猪串地区が指定管理者として管理を行っております。地区集会所については、佐伯市公共施設等総合管理計画において地区譲渡の推進の方針が定められており、市では地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金を制定し、施設改修費等を助成することで、地区譲渡を推進してまいりました。今回、猪串地区から令和 3 年 1 月 13 日付けで、財産無償譲渡申請書の提出があり、同年 1 月 25 日付けで、無償譲渡の仮契約の締結を終えています。同仮契約は、関連議案の議決を発効条件としており、今議会で行政財産の用途廃止及び財産の無償譲渡についての議決を頂いた後、移転登記等の必要な手続きを経て、猪串地区への譲渡を予定しております。以上で佐伯市蒲江集会所条例の一部改正及び財産の無償譲渡についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

岩佐委員 建物は無償譲渡しますが土地はどちらに所属するのですか。

社教課長 土地は地区の所有で、建物が市となっております。

岩佐委員 有明も同じですか。

社教課長 確認をさせていただきます。

教育長 他にございませんか。

教育長 それでは、次に「佐伯市学校給食センター条例の一部改正について」提案しますので、佐藤体育保健課長から説明いたします。

体保課長 先月の佐伯市教育委員会において承認いただきました佐伯市学校給食センター統合計画のうち、4 月から蒲江学校給食センターをさいき学校給食センターに統合することが蒲江学校給食センター運営委員会において決定しましたので提出するものです。24 ページをご覧ください。右表の改正前に記載されている佐伯市蒲江学校給食センター、佐伯市蒲江大字蒲江浦 5104 番地 1、蒲江翔南小学校、蒲江翔

南中学校を削除し、新たに 23 ページのさいき学校給食センターの対象校に蒲江翔南小学校と蒲江翔南中学校を追加するものです。以上で佐伯市学校給食センター条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 なければ、次に「佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更について」と「猪串集会所の指定管理者の指定の期間の変更について」を提案しますので、淡居社会教育課長から説明いたします。

社教課長 説明の前に先ほど岩佐委員から質問のありました有明分館の土地の所有ですが、地区の所有です。

岩佐委員 ありがとうございます。

社教課長 佐伯市鶴見地区公民館有明分館の指定管理者の指定の期間の変更についてと猪串集会所の指定管理者の指定の期間の変更についてご説明します。本議案は、地区譲渡に伴いまして各施設の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。平成 30 年 3 月 15 日に有明浦地区及び猪串地区と締結しました指定管理者協定書では、指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年（令和 5 年）3 月 31 日までとなっております。しかし、先ほどご説明したように無償譲渡についての要望書が提出され、今回、施設の用途廃止及び財産の無償譲渡の議案を提案しております。財産の無償譲渡を行うにあたり、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日の前日である、令和 3 年 3 月 31 日に変更することについて、再度議会の議決を求めるものです。なお、今件に係る有明浦地区との変更協議は昨年 10 月 27 日に、猪串地区との変更協議は本年 1 月 15 日に完了しております。以上で指定管理者の指定の期間の変更についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第 5 号の承認についてお諮りいたします。議案第 5 号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第5号については、提案どおり承認します。

議案第6号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について

教育長 それでは、議案第6号「佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について」提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正についてご説明します。資料の29ページをご覧ください。今回の一部改正は、令和3年度から会計年度任用職員の任用等に関する取扱いの一部変更と、新たに職を設置するためのものです。資料の30ページをご覧ください。まず、この規程の第18条と第29条中の「100分の72.5」を「100分の100」に改めることにより、会計年度任用職員に6月と12月の年2回支給する期末手当の額を、それぞれ「100分の72.5」であったものを、令和3年度から「100分の100」に改めるものです。これにより、年間2月分の期末手当が支給されることとなります。次に、33ページをご覧ください。令和3年度から新たに資料調査専門員を配置することから、職種別基準表にその職種を追加するものです。以上で説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

米倉委員 会計年度任用職員の多くが現在100分の72.5で、それから100分の100になるのか、多くの会計年度任用職員が100分の100で、一部の100分の72.5の方が今回100分の100になるのですか。

教総課長 現在の100分の72.5は全ての会計年度任用職員の期末手当となります。令和3年度から100分の100となり、6月と12月に各1か月分支給されることとなります。

教育長 他にございませんか。

岩佐委員 正規の職員と同じになるということですか。

教総課長 正規職員とは違います。会計年度任用職員の方が率は低いです。正規職員には、期末手当の他に勤勉手当も支給されております。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第6号の承認についてお諮りいたします。議案第6号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 議案第6号については、提案どおり承認します。

議案第7号 佐伯市立学校管理規則の一部改正について

教育長 それでは、議案第7号「佐伯市立学校管理規則の一部改正について」提案しますので、石井学校教育課長から説明いたします。

学教課長 資料の35ページをご覧ください。今回の改正は学校の事務職員についてです。改正の理由は、学校の事務職員が行う学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として行うよう当該職員の職務を見直すためです。補足をすると平成29年に学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校の事務職員の職務が事務に従事するという表現から事務をつかさどるに改められました。これは、事務職員に決められたとおりに事務を処理する、従事するという職務の在り方から事務業務と教育活動を効果的に結びつけて判断する、事務をつかさどるという職務の在り方によって変わっていくことで事務職員として校長や教頭、その他の教員や保護者、地域の方と関わりながら積極的に学校運営に参画し、子どもたちのより良い学びを保証していくことが求められたことによるものです。資料の36ページをご覧ください。第25条第4項中「処理する」を「つかさどる」に改めるものであります。資料41ページをご覧ください。第25条第4項で、「事務を処理する」から「事務をつかさどる」に改正しております。以上で説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある方はお願いします。

米倉委員 43ページの第28条にある学校主事のところが「上司」のままになっているが何か特別な意味があるのですか。

学教課長 学校主事と事務職員は職種が違っており、事務職員は250名以上の児童生徒がいる学校に県費負担の職員を1名配置しています。学校主事は、その他の学校の周辺的な用務で学校の環境整備や事務の補佐を行うという形で配置されていますので、ここは上司の命を受けてという形で、学校事務については校長の監督を受けるという表現となっております。

教育長 他にございませんか。

教育長 なければ、議案第7号の承認についてお諮りいたします。議案第7号について、承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第7号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・ 佐伯市学力定着状況調査の結果について
- ・ 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項ですが、最後にその他、何かございますか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第3回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時43分